

第25期佐世保市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 令和5年7月27日(木) 13時30分から14時40分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	広瀬 忠之	委員 12番	伊賀崎典正
委員 2番	北村 憲治	委員 13番	水口 一男
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	中里 政義	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	本城 充	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 6番	磯本 安男	委員 17番	松永 信義
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	手光 晴也	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 11番 近藤 誠

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一
事務局次長 小長 賢二

事務局係長 田村 友哉
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第 6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第 7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第 8号議案 非農地証明願について
第 9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第10号議案 農用地利用集積計画（案）について
第11号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請（案）について
第12号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第13号議案 令和5年 田畑売買価格等に関する調査について
第14号議案 令和5年農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6 非農地通知の発出について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第2回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 こんにちは。山口県、北部九州の梅雨明けが発表されました。今後は猛暑との闘いが始まりますので、皆様も健康管理には十分に注意して頂きたいと思います。

7月20日の第1回総会におきまして、第25期の佐世保市農業委員会会長となりました小佐々地区の赤木です。本日、推進委員の皆様にも委嘱状が交付され、第25期の委員37名全員がそろいましたので、改めましてよろしくお願いたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は11番近藤誠委員から欠席の届出が出ております。委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、3番 阿波 茂敏委員、4番 中里 政義委員、補充として5番 本城充委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の1筆の一部。地目は、登記畑、現況一部遊休地。面積は1筆988㎡のうち60㎡です。転用目的は駐車場。権利は賃借権設定です。施設は駐車場3台、60㎡です。耕作者あり。

農地区分は農振外で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは江上インターから北西に約650mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.5m、最低0.1m。用地を造成整備のうえコンクリート舗装。日照通風、建築物を設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

2番、三川内地区。この案件は先月、違反転用事案報告させていただいた案件です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、木原町の2筆。地目は、登記畑、現況宅地、雑種地。面積は2筆合計293㎡です。転用目的は住宅敷地の一部及び駐車場。権利は所有権移転贈与です。施設は通路兼車両転回場101㎡、露天駐車場100㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは三川内インターから東に約850mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、昭和43年及び昭和52年頃の施工後、土砂流出等の被害を及ぼしたことはない。日照通風、建物の高さを加減、2.5m。排水計画、雨水は用地内側溝。汚水・生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

3番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、柚木元町の2筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は1筆472㎡です。転用目的は農機具試験用地。

権利は、所有権移転贈与です。施設は、農機具試験用地472㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは柚木中学校から北西に約800mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。

日照通風、建築や造成は行わず、耕運機・草刈機等農業機械の試運転の目的で使用するため周辺農地に被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の1筆。地目は、登記田、現況田。面積は406㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟木造二階建、建築面積48㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは市営直谷住宅から北に約10mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。土留め工事を行い、土砂流出を防止するので被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建物の高さを加減、8,070m。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外に該当します。

1番、4番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。

2 番 2番北村です。6月28日にお話しがありまして、7月22日に現地を確認してきました。上段がミカン栽培されており、法面の下に不耕作地があり、周囲にも駐車場がないため、その横の空き地を駐車場として60㎡を利用したいとのこと。周辺に農地は無く、形状も変わらないため、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

次に4番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。

1 3 番 13番水口です。宅地開発が進んでいる場所になっております。7月25日に現地を確認してきました。隣接地は同様に5条許可が出ている場所で、宅地化にすることで周辺への被害もなく、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。4番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

次に、残りの案件につきまして、審議いたします。地区担当委員の調査結果の意見をお願いします。2番三川内地区。

4 番 4番中里です。この件は違反転用案件ということで、5月31日に現地を確認してきました。記載のとおり昭和43年、昭和52年頃に住宅敷地の一部と駐車場として利用されておられたものです。特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 3番柚木地区。

8 番 8番手光です。7月29日に現地を確認してきました。記載のとおり農機具の試運転用地となっておりますが、現況は農地ですが農機具の試験用地として耕うんしたりするために利用すると聞いております。特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。3番の件について伺います。農機具店の試験用地とのことですが、試験運転する圃場であれば、自作地で十分だと思いたいますがいかがですか。

事 務 局 修理業となっておりますので、現地では修理できず、持ち帰って修理したりと、故障状況に応じた修理が必要となってきます。そこで試験的に動作確認をするために圃場が必要となるとのことでした。

1 5 番 わかりました。

議 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。6号議案につきまして、許可相当として県に進達いたします。

次に、第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町北川内の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計2,706㎡です。転用目的は農地改良目的の建設残土処分。権利は、使用貸借権設定です。施設は、建設残土処分場です。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは世知原中学校から東に約550mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画は盛土最高2m。土留め工事及び法面保護を行う。日照通風、建物を建設せず、土捨て完了後に農地に復元するため、日照通風に影

響を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は、生じない。

添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、仮設物撤去後、耕起して農地を復元する。となっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。

1 4 番 14番田中です。7月26日に会長と現地を確認してきました。数年前に遊休農地を貸渡人が購入され、高低差の少ない3筆の棚田を残土をもって一枚にし、3年後には果樹を植栽する計画となっております。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

9 番 9番牟田です。残土処分の量はわかりますか？

事 務 局 はい、3200m³となっております。

9 番 盛土の高さが最高2mで処分量が3,200m³でしょうか？

段差があるでしょうが、大まかな計算では4,000m³は入るようですが、他に影響は出ないのでしょうか。土留め方法などはどのようになっていますか。

事 務 局 近隣に水路があるため、影響がでないように干渉地を設けて、嵩上げる計画となっております計算よりも少ない3,200m³となっております。

9 番 残土の搬入については、色々な現場から出る残土となりますか。

事 務 局 この一時転用後に、県の建設残土処分地として登録され、公共工事建設残土受け入れ場として搬入されると伺っています。

9 番 わかりました。3年間の埋め立て期間についても期間厳守するように指導をお願いします。

事 務 局 借受人には期間を厳守するように指導いたします。

1 5 番 15番西尾です。この案件は里道を挟んで、2筆と1筆と分かれるとのことですが、案件は2件に分けないといけないのではないですか。また、図面等があると分かりやすいと思いますので、添付の検討をお願いします。

事 務 局 農地転用の指針において、一体事業として施工するものについては、離れていても1

案件としての申請となります。図面の添付については事務局で検討したいと思います。

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。7号議案につきまして、許可相当として県に進達いたします。
次に、第8号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第8号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、「大野」地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は「松瀬町」の「1」筆。登記地目「畑」、現況「公衆用道路」。面積は「29」㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは「北池野公民館から北へ約160mの位置」にあり、「市街化区域」で、事由の「②-1」に該当します。

2番、「宇久」地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は「宇久町平」の「1」筆。登記地目「畑」、現況「宅地」。面積は「469」㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは「県立宇久高等学校正門から南東へ約100mの位置」にあり、「農振外」で、事由の「②-1」に該当します。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番大野地区。

9 番 9番牟田です。7月25日に現地を確認してきました。願出理由のとおり、農地法施行前より宅地の進入路として利用されており、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 2番宇久地区。

15番 15番西尾です。7月23日に現地を確認してきました。願出理由のとおり、農地法施行前より宅地として利用されており、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、8号議案につきまして何かご意見等ございませんか。
ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第8号議案については、非農地証明を交付することといたします。
次に、第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお

願います。

事務局 はい、第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町七腕、地目は登記畑、現況畑。面積306㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。
譲受人の経営状況については記載のとおりです。
本案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。
以上です。ご審議よろしく願います。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江迎地区。

17番 17番松永です。7月24日に現地を確認してきました。周りは譲受人の農地となっておりまして、借入地を正式に売りたいとのことでした。問題ありません。以上です。

議長 それでは、9号議案につきまして何かご意見等ございませんか。
ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第9号議案については、許可相当といたします。
次に、第10号議案 農用地利用集積計画(案)についてについて、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第10号議案 「農用地利用集積計画(案)」について、ご説明いたします。
利用権の設定は、三川内地区1件、早岐地区1件、皆瀬地区1件、宇久地区2件、鹿町地区2件の合計7件。所有権の移転は、三川内地区1件、鹿町地区1件の計2件です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
なお、6番、7番につきましては委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしく願います。
以上です。ご審議よろしく願います。

議長 6番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、6番につきまして何かご意見等ございませんか。
ないようですので採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、6番の案件につきましては承認いたします。
委員は入室願います。

次に7番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、7番の案件につきましては承認いたします。
委員は入室願います。
その他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数です。第10号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第11号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第11号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定

による要請（案）について、ご説明いたします。

要請（案）につきましては、宮地区2件、大野地区3件の合計5件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

農業委員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数です。第11号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

次に、第12号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第12号議案農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、宮地区1件、三川内地区1件、大野地区1件、世知原地区2件、小佐々地区1件の合計6件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

農業委員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数です。第12号議案はすべて承認されましたので、（案）を削除願います。

次に、第13号議案 令和5年田畑売買価格等に関する調査について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。第13号議案 「令和5年 田畑売買価格等に関する調査」についてご説明いたします。

調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。

調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、従前どおりの横ばいの価格としての報告を考えています。

なお、それぞれの地区の精通者である委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向があれば、修正した内容で報告します。

横ばいとした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答を予定しております。なお、参考として、右端に令和4年度報告時の傾向及び理由を記載しております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

1 7 番 17番松永です。旧市町村名で南田平村2-2とあります。現在で言う所の江迎町末橋になりますが、なんで田平町が佐世保市に入っているのかとなりますので、現所在の町村名を記載してほしいのですが、いかがでしょうか。

事 務 局 調査対象地区が昭和25年当時の旧町村となっておりますので、どうしてもこのような現在使われていない町村名となっております。委員が言われたように、農業会議へ伝えたいと思います。また、来年からの議案としての表記については旧町村の前に現在の町名を記載したいと思います。

議 長 他に、何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第13号議案はすべて承認されましたので、この調査結果を農業会議へ報告いたします。

次に、第14号議案令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第14号議案令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第38条に、農業委員会は、関係行政機関等に対して、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められております。本農業委員会では毎年、国・県および市に対して意見を提出しておりますが、本議案は佐世保市に対する意見書案となります。

この意見書案は改選前の3月に調査票をお配りし、委員の皆様から提出していただいたご意見を元に、農政対策推進検討委員会での草案審議を経て、先月、6月の総会で素案をお示ししましたが、今回ご審議いただくものが、その最終案となります。

14ページは意見書の表紙です。次の15ページは佐世保市長に対する会長挨拶となっております。16ページからが意見書の本文となっております。

（16ページから18ページまで読み上げ）

以上が、佐世保市に対する意見（案）です。

市への意見書は、例年8月下旬に提出をしておりますが、現在、市側と日程調整中です。本総会で承認となりましたら、調整により決まりました日時に、市長へ提出いたします。その際の出席は、農政対策推進検討委員会の委員にお願いしております。

議案審議の後、その他の事項で小委員会の構成について、ご審議いただきますので、農政対策推進検討委員会の構成員になられた委員の方は、市長への意見書の提出時にご出席をお願いいたします。

また、補足ですが、国・県に対する意見につきましては、来月8月の総会において改めてお示しする予定です。

以上、第14号議案につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

農業委員 （なし）

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議長 賛成多数です。第14号議案令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）につきましては承認されましたので、本意見書を佐世保市、国、県に対しまして提出いたします。

それでは、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 非農地通知の発出について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の事項です。

1. 【令和5年度 農家との絆御深める運動における『各対策班』及び『小委員会』について】
2. 【第25期佐世保市農業委員会 親農会 役員体制等について】
3. 【佐世保市 各種審議会委員の推薦について】
4. 【緊急電話連絡網について】
5. 【令和5年度 事務局体制、主な担当業務について】
6. 【総会日程について】
7. 【現況調査票等の提出について】
8. 【別冊資料について】
9. 【新委員連絡について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 事 録 署 名 人

議 長 _____ 印

3 番 _____ 印

4 番 _____ 印